

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類及び対象

1 公の施設の指定管理者監査

- (1) 株式会社図書館流通センター 浜松営業所
 - ア 管理している公の施設
 - (ア) 浜松市立西図書館
 - (イ) 浜松市立積志図書館
 - イ 施設の所管課 市民部 中央図書館
- (2) 一般財団法人浜松公園緑地協会
 - ア 管理している公の施設
 - (ア) 都田総合公園
 - (イ) 佐鳴湖公園
 - イ 施設の所管課 都市整備部 公園課
- (3) 日本環境マネジメント株式会社
 - ア 管理している公の施設 浜松市雄踏総合体育館
 - イ 施設の所管課 西区 まちづくり推進課
- (4) 浜松・浜北・雄踏斎場サークルライン
 - ア 管理している公の施設 浜松市浜北斎場
 - イ 施設の所管課 浜北区 区民生活課

第2 監査の範囲

公の施設の指定管理者について、主に平成24年度及び平成25年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成26年1月10日から平成26年2月21日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

【公の施設の指定管理者監査】株式会社図書館流通センター 浜松営業所

1 施設の概要等

浜松市立西図書館

(1) 所在地

浜松市中区西伊場町 52 番 17 号

(2) 施設の内容

昭和 54 年 4 月 1 日開設

- ・鉄筋コンクリート造 2 階建 図書収容能力 60,000 冊

1 階 開架室、児童コーナー、ホール、新聞雑誌コーナー、事務室ほか

2 階 閲覧室、おはなしのへや、資料室ほか

- ・開館時間及び休館日

開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分(金曜日は午前 9 時から午後 7 時)

休館日 月曜日(休日を除く)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)ほか

(3) 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 24 年度)

25,774,992 円

(5) 指定管理者の主な業務

ア 図書館資料の整理、保存及び利用に関する業務

イ 読書相談に関する業務

ウ 図書館資料の複製に関する業務

エ 他の図書館と図書館資料の相互貸借に関する業務

オ 施設及び設備の維持管理に関する業務

カ 前各号に掲げるもののほか、浜松市教育委員会が必要と認める業務

(6) 指定管理に関する収支(平成 24 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	25,774,992
その他	8,120
収入合計	25,783,112

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	21,444,604
管理費	4,005,844
その他	322,792
支出合計	25,773,240

(7) 施設の利用状況

年 度	貸出冊数	1日当り貸出冊数	貸出者数
平成 24 年度	211,399 冊	716 冊(開館 295 日)	56,412 人
平成 25 年度(4~11 月)	140,161 冊	680 冊(開館 206 日)	40,388 人

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【公の施設の指定管理者監査】株式会社図書館流通センター 浜松営業所

1 施設の概要等

浜松市立積志図書館

(1) 所在地

浜松市東区積志町 1819 番地

(2) 施設の内容

昭和 55 年 4 月 4 日開設

- ・鉄筋コンクリート造 2 階建 図書収容能力 70,000 冊

1 階 開架室、児童コーナー、ホール、新聞雑誌コーナー、事務室ほか

2 階 閲覧室、子供室、作業室ほか

- ・開館時間及び休館日

開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分(金曜日は午前 9 時から午後 7 時)

休館日 火曜日(休日を除く)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)ほか

(3) 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 24 年度)

27,882,000 円

(5) 指定管理者の主な業務

- ア 図書館資料の整理、保存及び利用に関する業務
- イ 読書相談に関する業務
- ウ 図書館資料の複製に関する業務
- エ 他の図書館と図書館資料の相互貸借に関する業務
- オ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- カ 前各号に掲げるもののほか、浜松市教育委員会が必要と認める業務

(6) 指定管理に関する収支(平成 24 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	27,882,000
その他	15,130
収入合計	27,897,130

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	23,707,324
管理費	3,863,460
その他	320,845
支出合計	27,891,629

(7) 施設の利用状況

年 度	貸出冊数	1 日 当 り 貸 出 冊 数	貸 出 者 数
平成 24 年度	241,025 冊	833 冊(開館 289 日)	64,789 人
平成 25 年度(4~11 月)	169,854 冊	853 冊(開館 199 日)	46,280 人

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【公の施設の指定管理者監査】一般財団法人浜松公園緑地協会

1 施設の概要等

都田総合公園

(1) 所在地

浜松市北区新都田一丁目 103 番地の 4

(2) 施設の内容

平成 4 年 3 月 31 日開設

敷地面積 236,000 m²

主な施設内容 管理棟、わんぱくゲレンデ、多目的広場、イベント広場、芝生広場

(3) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 24 年度)

27,300,000 円

(5) 指定管理者の主な業務

ア 管理施設における行為の許可及び利用の許可に関する業務

イ 管理施設等の維持管理に関する業務

ウ 前各号に掲げるもののほか、浜松市が必要と認める業務

(6) 指定管理に関する収支(平成 24 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	27,300,000
その他	2,599,438
収入合計	29,899,438

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	15,851,354
管理費	8,206,722
その他	5,671,919
支出合計	29,729,995

(7) 施設の利用状況

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較]

(単位 人員：人、収入額：円)

利用区分	平成 23 年度		平成 22 年度		増減	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
わんぱくゲレンデ	140,509	—	62,496	—	78,013	—
多目的広場	33,780	—	42,167	—	△8,387	—
公園行為使用料	—	0	—	4,200	—	△4,200
計	174,289	0	104,663	4,200	69,626	△4,200

[平成 24 年度と平成 23 年度の比較]

(単位 人員：人、収入額：円)

利用区分	平成 24 年度		平成 23 年度		増減	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
わんぱくゲレンデ	157,313	—	140,509	—	16,804	—
多目的広場	35,245	—	33,780	—	1,465	—
公園行為使用料	—	4,200	—	0	—	4,200
計	192,558	4,200	174,289	0	18,269	4,200

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

- (1) 第三者委託の承諾について(団体に対するもの)

平成 24 年度都田総合公園「公園内刈草等収集運搬業務」について、基本協定書による市の承諾を得ず第三者へ委託している。

- (2) 自主事業の承諾について(団体に対するもの)

指定管理者は、自主事業として平成 24 年度に「ノルディックウォーク」(3 回分)を行っているが、本事業について基本協定書に基づく事業計画書の提出がされておらず、事前に市の承諾を受けていない。

【公の施設の指定管理者監査】一般財団法人浜松公園緑地協会

1 施設の概要等

佐鳴湖公園

(1) 所在地

浜松市西区入野町 19954 番地の 104

(2) 施設の内容

昭和 43 年 12 月 1 日開設

敷地面積 466,834 m²

主な施設内容 北岸管理棟、漕艇場、野外ステージ、ひょうたん池、駐車場

(3) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 24 年度)

43,800,000 円

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 管理施設における行為の許可及び利用の許可に関する業務

イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ウ 管理施設等の維持管理に関する業務

エ 前各号に掲げるもののほか、浜松市が必要と認める業務

(7) 指定管理に関する収支(平成 24 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	43,800,000
利用料金収入	2,328,237
その他	4,283,721
収入合計	50,411,958

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	21,897,407
管理費	22,285,124
その他	5,835,259
支出合計	50,017,790

(8) 施設の利用状況

〔平成 23 年度と平成 22 年度の比較〕

(単位 人員：人、収入額：円)

利用区分	平成 23 年度		平成 22 年度		増減	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
艇使用料(一般)	6,702	84,750	6,664	80,250	38	4,500
艇使用料 (高校生以下)	32,612	30,300	34,143	65,550	△1,531	△35,250
会議室	180	3,520	266	5,390	△86	△1,870
シャワー	—	12,300	—	13,300	—	△1,000
艇庫使用料(艇)	—	2,197,800	—	2,099,225	—	98,575
艇庫使用料 (オール)	—	57,000	—	72,000	—	△15,000
北岸多目的室	3,568	—	2,556	—	1,012	—
エアコン	—	3,900	—	5,900	—	△2,000
コンセント	—	500	—	600	—	△100
公園行為使用料	—	5,628	—	531	—	5,097
計	43,062	2,395,698	43,629	2,342,746	△567	52,952

〔平成 24 年度と平成 23 年度の比較〕

(単位 人員：人、収入額：円)

利用区分	平成 24 年度		平成 23 年度		増減	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
艇使用料(一般)	7,051	43,250	6,702	84,750	349	△41,500
艇使用料 (高校生以下)	33,607	12,600	32,612	30,300	995	△17,700
会議室	132	1,870	180	3,520	△48	△1,650
シャワー	—	10,900	—	12,300	—	△1,400
艇庫使用料(艇)	—	2,217,550	—	2,197,800	—	19,750
艇庫使用料 (オール)	—	33,000	—	57,000	—	△24,000
北岸多目的室	4,376	—	3,568	—	808	—
エアコン	—	4,000	—	3,900	—	100
コンセント	—	300	—	500	—	△200
公園行為使用料	—	4,767	—	5,628	—	△861
計	45,166	2,328,237	43,062	2,395,698	2,104	△67,461

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 基本協定書へ記載すべき管理物件について(所管課に対するもの)

佐鳴湖公園漕艇場にある貸出用艇(6艇)について、佐鳴湖公園の管理に関する基本協定書の管理物件に記載されていない。

(2) 第三者委託の承諾について(団体に対するもの)

平成25年度佐鳴湖公園「公園内草刈等業務」(2件)及び「公園内草刈等業務(大平台斜面)」について、基本協定書による市の承諾を得ず第三者へ委託している。

(3) 漕艇場会議室利用料金の取扱いについて(団体に対するもの)

佐鳴湖公園漕艇場会議室利用料金について、そのうちの一部で現金を受領し、領収書を発行しているが、団体としての収入処理が行われていない。

【公の施設の指定管理者監査】日本環境マネジメント株式会社

1 施設の概要等

浜松市雄踏総合体育館

(1) 所在地

浜松市西区雄踏町宇布見 9981 番地の 1

(2) 施設の内容

平成 18 年 4 月 1 日開設

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建

敷地面積 9,948.18 m² 延床面積 4,414.88 m²

施設内容 メインアリーナ 1,659.2 m²(48.8m×34m) 天井高：12.8m

観覧席(固定席) 464 席(別途：車椅子 4 席)

サブアリーナ 837 m²(31m×27m) 天井高：4.28～7.92m

事務室 47.78 m²

(3) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 24 年度)

16,907,000 円

※浜松市雄踏総合体育館ほか 2 施設分

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 利用の許可に関する業務

イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ウ 管理施設等の維持管理に関する業務

エ 自主事業の実施

(7) 指定管理に関する収支(平成 24 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	16,907,000
利用料金収入	6,706,340
その他	3,299,816
収入合計	26,913,156

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	12,448,396
管理費	10,946,521
その他	1,575,184
支出合計	24,970,101

※上記収入及び支出は、浜松市雄踏総合体育館ほか2施設分

(8) 施設の利用状況

[平成23年度と平成22年度の比較]

(単位 人員:人、収入額:円)

利用区分	平成23年度(A)		平成22年度(B)		増減(A)-(B)	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
雄踏総合体育館	84,732	6,153,370	49,700	5,774,940	35,032	378,430
トレーニングルーム	7,954	3,136,500	6,990	2,802,900	964	333,600
計	92,686	9,289,870	56,690	8,577,840	35,996	712,030

[平成24年度と平成23年度の比較]

(単位 人員:人、収入額:円)

利用区分	平成24年度(A)		平成23年度(B)		増減(A)-(B)	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
雄踏総合体育館	88,530	6,122,940	84,732	6,153,370	3,798	△30,430
トレーニングルーム	8,057	3,306,000	7,954	3,136,500	103	169,500
計	96,587	9,428,940	92,686	9,289,870	3,901	139,070

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

自主事業の実施における事前承諾及び料金の協議について(所管課及び団体に対するもの)

指定管理者は、自主事業としてフットサルゴール一式の貸出業務を行っているが、本事業について基本協定書に基づく事業計画書の提出がされておらず、事前に市の承諾を受けていない。

また、自主事業に関する料金について、基本協定書に基づく市との協議が行われていない。

なお、当該料金は浜松市の他の公の施設の状況と比較検討するなかで決定されたい。

【公の施設の指定管理者監査】浜松・浜北・雄踏斎場サークルライン

1 施設の概要等

浜松市浜北斎場

(1) 所在地

浜松市浜北区宮口 4831 番地の 170

(2) 施設の内容

平成 18 年 4 月 1 日開設

鉄筋コンクリート造平屋建(一部鉄骨造 2 階建)

延床面積 1,869.62 m²

施設内容 火葬炉 5 基(人体炉 4 基、動物炉 1 基)、待合室 4 室
拾骨室、告別室、待合ホール、炉前ホール、事務室
トイレ、駐車場

(3) 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 24 年度)

28,178,000 円

(5) 使用料の取扱い

浜松市の収入(利用料金制の導入なし)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 浜松市長が斎場の利用の許可をした遺体の火葬に関する業務

イ 市内に住所を有するものに係るペット類の死がい、分娩に係る胎盤及び身体の一部
その他市長が認めるものの火葬、焼却等に関する業務

ウ 管理施設の利用の許可に関する業務(遺体の斎場の利用の許可を除く)

エ 管理施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務

オ 管理施設等の維持管理に関する業務

カ 前各号に掲げるもののほか、浜松市が必要と認める業務

キ 自動販売機の設置

(7) 指定管理に関する収支(平成 24 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	28,178,000
その他	17,771
収入合計	28,195,771

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	17,484,000
管理費	8,372,767
その他	686,275
支出合計	26,543,042

(8) 施設の利用状況

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較] (単位 件数:件、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A) - (B)	
	件数	収入額	件数	収入額	件数	収入額
火葬体数(市内)	965	—	868	—	97	—
火葬体数(市外)	32	695,000	28	628,000	4	67,000
ペット類	696	1,482,600	703	1,625,400	△7	△142,800
胎盤等人体一部	25	37,800	29	47,880	△4	△10,080
同上(無料)	0	—	2	—	△2	—
飼主不詳動物	46	—	87	—	△41	—
計	1,764	2,215,400	1,717	2,301,280	47	△85,880

[平成 24 年度と平成 23 年度の比較] (単位 件数:件、収入額:円)

利用区分	平成 24 年度(A)		平成 23 年度(B)		増減(A) - (B)	
	件数	収入額	件数	収入額	件数	収入額
火葬体数(市内)	972	—	965	—	7	—
火葬体数(市外)	26	566,000	32	695,000	△6	△129,000
ペット類	649	1,333,080	696	1,482,600	△47	△149,520
胎盤等人体一部	38	53,760	25	37,800	13	15,960
同上(無料)	0	—	0	—	0	—
飼主不詳動物	77	—	46	—	31	—
計	1,762	1,952,840	1,764	2,215,400	△2	△262,560

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

事業報告書の管理に係る経費の収支状況について(団体に対するもの)

平成 24 年度事業報告書の管理に係る経費の収支状況に記載された修繕費は 305,480 円となっている。しかし、指定管理者が保管する会計書類から、実際の修繕費は 192,238 円であり、正確な収支状況の報告が行われていない。